

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据えた試行的事業の実施に関して必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、郡山市（以下「市」という。）とする。なお、市は、現に市内において以下の施設を設置・運営している者の中から、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。この場合において、市は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所
- (3) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

（対象となるこども）

第3条 事業の対象となるこどもは、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に通っていない市内に住所を有する0歳6か月～満3歳未満のこどもとする。なお、認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、第10条に定める加算を適用する。なお、障害児とは次のものとする。

- (1) 特別児童扶養手当の支給対象となっているもの
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
- (3) 障害児通所支援事業所への通所受給者証の交付を受けているもの
- (4) 医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能なもの

（実施場所）

第4条 事業の実施場所は、市内に所在する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設のうち3施設程度とする。

（実施期間）

第5条 事業の実施期間は令和6年7月1日から令和7年3月31日とする。

（事業内容）

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

第6条 市及び委託等先は以下のとおり事業を実施する。

- (1) 第3条に規定されるこどもの保護者は、就労要件やその他の要件を問わず、こども一人当たり月10時間を上限として、第4条に規定する施設にこどもを通園させることができる。なお、その際の利用方法は、定期利用（利用する園、月、曜日や時間を固定する）もしくは自由利用（利用する園、月、曜日や時間を固定しない）又は定期利用と自由利用の組み合わせなど選択することができる。
- (2) 委託等先が対象となるこどもを預かる際は、在園児と合同で預かる一般型（在園児と合同）、在園児とは区別して預かる一般型（専用室独立実施）、保育所等の利用児童が利用定員に達していない場合に、その定員内でこどもを受け入れる余裕活用型など、各々の創意工夫により様々な形で実施することとして差支えない。
- (3) 保護者は、利用しようとする施設に直接利用の申し込みを行う。
- (4) 委託等先は、利用可能枠の範囲において前号の利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。なお、正当な理由か否かの判断は、市が当該施設及び利用者の状況を総合的に判断して行うこととする。
- (5) 委託等先は、当該施設を初めて利用するこどもに対しては、利用前に事前面談等を実施し、当該こどもの既往歴やアレルギーなどの特性を把握することとする。
- (6) 委託等先は、利用者がひと月に利用可能な時間である「10時間」について、別紙1により管理することとする。
- (7) 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回到親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態にならないようにする。
- (8) 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- (9) 市は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。なお、対象となる家庭は以下を想定する。
 - ア ひとり親家庭
 - イ 生活保護世帯
 - ウ 虐待またはDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
 - エ こどもが障害を有する場合
 - オ その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合
- (10) 委託等先は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。
- (11) 委託等先は、対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- (12) 委託等先は、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告する

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

とともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。

(13) 委託等先は保育終了後、保護者にこどもを引き渡す際、保育経過等の説明を行う。

(14) 委託等先は、毎月の事業実施後、郡山市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業費補助金交付要綱の郡山市こども誰でも通園制度(仮称)事業利用実績報告書(第2号様式)を作成し、翌月10日までに市へ提出することとする。

2 市は以下のとおり委託等先に対して指導監督を行う。

(1) 事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

(2) 事業を実施しようとする事業所に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規定の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

3 市及び委託等先は、本事業が本格実施を見据えた試行的事業であることを鑑み、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。また、こども家庭庁で実施する本事業に係るアンケート調査に積極的な協力を行う。

4 市は、本事業の実績等について、別途国が示す実績報告書により報告する。

(設備基準及び保育の内容)

第7条 次に掲げる施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知)別紙「一時預かり事業実施要綱」(以下「一時預かり事業実施要綱」という。)4(4)③(余裕活用型の実施基準)に定める児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。ただし、設備の基準のうち、こども1人あたりの面積については、郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月20日郡山市条例第61号。以下「基準条例」という。)第33条第2項及び第5項に定めるものに準じること。

(1) 法第39条第1項に規定する保育所。

(2) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園。

(3) 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

(4) 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

2 前項以外の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業において実施する場合、一時預かり事業実施要綱4(1)③(一般型の設備基準及び保育の内容)に定める規則第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。ただし、設備の基準のうち、こども1人あたりの面積については、基準条例第33条第2項及び第5項に定めるものに準じること。

(職員の配置)

第8条 次に掲げる施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、一時預かり事業実施要綱4(4)③(余裕活用型の実施基準)に定める規則第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

(1) 法第39条第1項に規定する保育所。

(2) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園。

(3) 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

業所。

- (4) 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。
- 2 前項以外の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業において実施する場合、一時預かり事業実施要綱4(1)④(一般型の職員の配置)に定める基準を遵守すること。
- 3 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。
- (1) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。
- (2) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

(利用者負担額)

- 第9条 第6条に掲げる事業に要する経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。なお、利用時間は1時間単位とし、希望利用時間から15分経過した場合は1時間の超過として扱い、1回の利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなす。
- 2 保護者が別紙2の1に該当し、2の代理請求・代理受領の同意がある場合は、前項に規定された額から3に規定された額を減じた額を徴収する。
- 3 あらかじめ保護者の同意を得たうえで、給食等の費用など実費徴収に係る費用については、必要に応じて徴収することができる。

(委託料等)

- 第10条 市から委託等先への委託料等の支払いにおいて、第6条に掲げる事業に要する経費について支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、第3条に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行う。
- 2 前条第2項に該当する場合は、別紙2の3に規定された額を前項の額と併せて支出する。
- 3 市及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料(別紙1に規定する書類及びその他必要な資料)を事業実施後5年間保存する。

(留意事項)

- 第11条 市及び委託等先は次の内容を留意して事業を行う。
- (1) 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和5年12月14日付こ成安第142号・5教参学第30号通知)」に従い、速やかに報告すること。
- (2) 委託等先は保育中の不慮の事故に備え、本事業も損害保険の対象とすること。

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

- (3) 利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (4) 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (5) 事業実施に当たっては、現在「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」において検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。
- (6) 対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。
- (7) 委託等先は受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（個人情報の保護）

第12条 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。なお、委託等先が事業を実施する場合は、個人情報の保護を十分に遵守するように市が指導しなければならない。

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

(別紙1)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の利用時間の管理について

本事業においては、補助基準額上一人当たり「月10時間」を上限とするため、一人ひとりの月の利用時間の管理が重要となる。そのため、紙媒体のチケットにより利用可能時間の管理を行うなど、市において適切な方法で実施をする。

利用時間の管理については下記のとおりとする。

記

<月当たりの利用時間管理>

月ごとに利用時間管理を行う。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。

- 1 当月内において10時間を超えた利用がある場合に、本事業とその他の事業等との利用時間が明確になるよう管理すること。
- 2 当日のキャンセルやチケットを忘れた場合には事業所においては、必ず後日回収をすること。

事業者は市に対して、郡山市こども誰でも通園制度（仮称）事業利用実績報告書（第3号様式）により、月ごとの利用状況の報告を行う。

<留意点>

- 1 事業の対象であることを確認後、市は郵送、手渡しなどにより、チケットを対象の世帯に渡す。
- 2 チケットは1枚当たり一時間分とし、月ごとに10枚綴りとして、令和6年度に実施する月数分を1セットとして作成。
- 3 チケットは、利用月が把握できるように利用月を記載し、月を越えて利用することがないように管理できるようにする。また、対象となるこどもの生年月日を記載する等により、利用資格の有無を確認できるようにする。
- 4 チケットは利用時間分のみ切り離して利用施設において保管し、市に当月分の利用状況を報告する際に併せて提出する。

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

(別紙2)

利用料減免の対象者について

1 対象者

対象者は、本事業による支援を受けたこどもの保護者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合
- イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第22号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）

2 本事業を行う者による代理請求・代理受領について

市は、本事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して、あらかじめ1に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 1アに定める対象者 こども1人当たり1時間300円
- ② 1イに定める対象者 こども1人当たり1時間240円